

員ヨリ申上グマス
○秦政府委員 何所ノ規定ニ倣ツタカト云フコトデ

ガ各國ト協定シテ必ズ之ヲ準用スルト云フコトヲ、
断言シテ貰ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(野田卯太郎君) 餘所ノ國ノ事ヲ今斷言
スルト云フコトハ出來マセヌ、是ハ能ク御考下サイ、

向フノ様子ヲ見合ハサズニ斷言スルト云フコトハ、
モノニアリマスガ、此技術規程ニ依ツテ吃水線ヲ如何

ニシテ決メルカト云フコトガ定マリマスノデ、此技
術規程ハ即チ先程大臣ヨリ御話ニナツタ通り、大正六

年以來各國ノヲ調ベテ攻究シテ案ガ出來テ居ルノデ
アリマス、是ガ最モ準備ニ要シタ點デアリマスガ、是

ハ此法律ノ發布ニナツタ後ニ、更ニ又民間ノ技術家、
或ハ造船ニ關係アル方ミニソレト攻究ヲシテ戴イ

テ、之ヲ出サウト云フ考デゴザイマス、而シテ此技
術規程ニ依ツテ、各國ニ對シマシテ斯ノ如キ技術規程

或ハ造船ニ關係アル方ミニソレト云フコトニ依ツテ戴イ
テ、之ヲ出サウト云フ考デゴザイマス、而シテ此技
術規程ニ依ツテ、各國ニ對シマシテ斯ノ如キ技術規程

ノ互認ヲ求メルト云フ手順ニナル次第デアリマス、
是ハ固ヨリ各國ニハ考モアリマセウガ、大體ニ於キ

マシテハ其技術規程ガ宜シケレバ、各國ガ互認ヲ與
ヘルト云フコトハ是ハ論ノ無イ話デ、英吉利ノ如キ

ハ既ニ萬國會議ヲ開イテ協定シタイト云フヤウナ譯デ
既ニ大正三年ニモアリマシタ、サウ云フヤウナ譯デ
是ハ要スルニ技術規程ノ如何ト云フコトガ、互認ノ

條件ニナルノニアリマスガ、此拵ヘ方ニ依リマシ
テ互認ト云フコトハ六ヶシイコトハナイ、又現在御

話ノヤウニ帝國海事協會ガ既ニ「ブリチッシユ、コーコ
ボレーーション」ト協商シマシテ、其帝國海事協會ノ規

定ニ依リマシテ定メタモノガ「ブリチッシユ、コーコ
レーーション」デ定メタモノト同ジモノト認メル、而シ

テ英吉利ノ「ブリチッシユ、コーコーボレーイション」ハ亞米
利加ノ協會、ソレカラ、伊太利ノ協會、是等ト聯盟シ
テ居ルノニアリマス、結局此日本ノ帝國海事協會ヲ認

定致シマスレバ、此帝國海事協會モ互認的勵キガ出
來ルト考ヘテ居リマス

○橋本喜造君 大要解リマシタガ、愈ニ政府ガ各國
ト十分ナ協定ヲシテ戴カナケレバ、日本ノ「ブリチッ

ボート」ガ行ハレヌコトニナルノニアリマスガ、政府
ガ各國ト協定シテ必ズ之ヲ準用スルト云フコトヲ、

断言シテ貰ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(野田卯太郎君) 餘所ノ國ノ事ヲ今斷言
スルト云フコトハ出來マセヌ、是ハ能ク御考下サイ、

向フノ様子ヲ見合ハサズニ斷言スルト云フコトハ、
モノニアリマスガ、此技術規程ニ依ツテ吃水線ヲ如何

ニシテ決メルカト云フコトガ定マリマスノデ、此技
術規程ハ即チ先程大臣ヨリ御話ニナツタ通り、大正六

年以來各國ノヲ調ベテ攻究シテ案ガ出來テ居ルノデ
アリマス、是ガ最モ準備ニ要シタ點デアリマスガ、是

ハ此法律ノ發布ニナツタ後ニ、更ニ又民間ノ技術家、
或ハ造船ニ關係アル方ミニソレト攻究ヲシテ戴イ

テ、之ヲ出サウト云フ考デゴザイマス、而シテ此技
術規程ニ依ツテ、各國ニ對シマシテ斯ノ如キ技術規程

ノ互認ヲ求メルト云フ手順ニナル次第デアリマス、
是ハ固ヨリ各國ニハ考モアリマセウガ、大體ニ於キ

マシテハ其技術規程ガ宜シケレバ、各國ガ互認ヲ與
ヘルト云フコトハ是ハ論ノ無イ話デ、英吉利ノ如キ

ハ既ニ萬國會議ヲ開イテ協定シタイト云フヤウナ譯デ
既ニ大正三年ニモアリマシタ、サウ云フヤウナ譯デ
是ハ要スルニ技術規程ノ如何ト云フコトガ、互認ノ

條件ニナルノニアリマスガ、此拵ヘ方ニ依リマシ
テ互認ト云フコトハ六ヶシイコトハナイ、又現在御

話ノヤウニ帝國海事協會ガ既ニ「ブリチッシユ、コーコ
ボレーイション」ト協商シマシテ、其帝國海事協會ノ規

定ニ依リマシテ定メタモノガ「ブリチッシユ、コーコ
レーイション」デ定メタモノト同ジモノト認メル、而シ

テ英吉利ノ「ブリチッシユ、コーコーボレーイション」ハ亞米
利加ノ協會、ソレカラ、伊太利ノ協會、是等ト聯盟シ
テ居ルノニアリマス、結局此日本ノ帝國海事協會ヲ認

定致シマスレバ、此帝國海事協會モ互認的勵キガ出
來ルト考ヘテ居リマス

○國務大臣(野田卯太郎君) 私ノ就任以來サウ云フ
事ハシテ居リマセヌガ、局長ハ古イ局長デスカラ、
○若宮政府委員 公式ノ内交渉ノアリマセヌコト

ハ、遞信大臣カラ御答シタ通リデアリマス、私モ當初
矢張是等ノモノト聯盟シテ居ル譯デアリマスカラ、先輩カラ承ッテ居リ、
此規定ニ依リマシテ日本政府ガ帝國海事協會ヲ認
定致シマスレバ、此帝國海事協會モ互認的勵キガ出
來ルト考ヘテ居リマス

年ト記憶致シマス、英國政府カラ英國ノ滿載吃水線
法中一部分ノ改正ヲ加ヘル積デアルガ、此改正法ハ

外國ノ船舶ニ對シテモ、之ヲ強制スルコトニナルノ
デアルカラ、之ヲ實施シテ行ク上ニ就イテハ、各國ノ

ナイカモ知レナイガ、或ハ出來ルコトモ知レナイガ、或ハ出來

甚ダ侮辱シタ話デ、出來ルカモ知レナイガ、或ハ出來

カ出來ナイカ分ラナイト云フ御話デアリマスガ、若シ日本ニ於テモ同

ラ、政府ニ御信賴下サッテドウカソレダケハ御免下サ
ルコトヲ希望致シマス

○橋本喜造君 野田遞相ハ御話ガ御上手デ、出來ル
カ出來ナイカ分ラナイト云フ御話デアリマスガ、若

シ出來ナイト云フコトデアルナラバ、日本内地ナラ
バ結構デスガ、外國ニ往タトキハ何ンニモナラナ
イ、サウスルト日本船舶ハ二重ノ手數ヲ要シマスガ、
ソレデモ差支ナイト云フ御心持デアリマスカ

○國務大臣(野田卯太郎君) 互認ノ出來ルヤウニ大
ニ努メマスガ、是ヨリ以上ノコトハ、國內ノ事ナラ
バ、兎モ角モデスガ、外國ノ事ハ斷言ハ出來ナイコト
ハ、橋本君御承知ノ通リデアリマスカラ、ドウカ難問
ハ御許シヲ願ヒマス

○正木照藏君 成程遞信大臣ノ仰シャル通り、外國
ノ事ハ斷言ハムツカシイト思ヒマスガ、内交渉ヲ御

御心配ニナツテ居リマシタガ、若シ外國ガ認メナケレ
バ困ルデハナイカト云フ御懸念ハ御尤ト思ヒマス

云フ建議ガ昨年成立シテ居リマシテ、公式ニハ別ニ
手續ヲ致シテ居リマセヌレドモ、雙方ノ聯絡ヲ圖ルト
ニ相當意思ノ聯絡ハ常ニ取りツ、アルノニアリマ

ス、尙ホ御参考迄ニ、申シマスガ、先刻橋本君カラモ
御心配ニナツテ居リマシタガ、若シ外國ガ認メナケレ
バ困ルデハナイカト云フ御懸念ハ御尤ト思ヒマス

ガ、我國ニハ滿載吃水線法ガナイ、現狀ニ於テハ矢張
諸外國殊ニ英國ノ強制ヲ受ケテ居リマスノデ、我國

デ此法律ヲ作リマセヌト、互認ニ就テ當方ノ基礎ガ
ナイ次第デアリマス、又互認ガ出來ナイトキハ、日本

ノ船舶ハ重複シテコチラノ検定モ受ケ、英吉利ニ參
タトキニハ「ロイド」或ハ商務院ノ検定ヲ受ケナケレ
バナラヌト云フ、御懸念モアルヤウデスガ、是ハ事實

ノ上デハサウ云フコトハアリマセヌ、之ニ關係ノ箇
條ハ、本案ノ第九條、第十六條デアリマシテ、我國ノ

船舶所有者ハ主務大臣ガ認定シタル内外船級協會ノ
検定ヲ、本邦ニ於テモ認ムル趣意ニナツテ居リマスカ
ラ、實際不便ハナイ積リデアリマス

○正木照藏君 此御取調ハ今承リマスルト、隨分長
イ間ノ事デ、漸ク此頃ニ至ッテ出來マシタカラ、此度
提案サレタト云フ大臣ノ御話デアリマスガ、サウシ
マスルト、先づ第一ニ之ヲ指定スル所ノ規程ガ定マッ
テ居ラナケレバナラヌガ、——調査會ノ結果トシテ、
既ニ定マツテ居ラナケレバナラヌモノト思フガ、今次
官ニ承リマスルト、是ハ未定デアル、本來ハ此提案ニ
御添ヘ下サッタ斯ウ云フコトニヤルノダト云フコト
ガ分ラナイト、今ノ御話デハ未定ト云フコトデアリ
マスガ、ソレハドウ云フコトニナッテ居リマスカ
○秦政府委員 是ハ御承知ノ通り、日本ノ船舶ニ關
スル法制ハ、總テサウナッテ居リマスガ、例ヘバ船舶
検査法ニ於テモ、主務大臣ガ法律ニ依ッテ其權能ヲ
持テ居ル、サウシテ必要ナル規程ハ、主務大臣之ヲ
定ムト云フコトニ、此法案ニ於テモ第八條ニアリマ
スガ、其規程ハ主務大臣ガ之ヲ定メルコトニ法律デ
權能ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、ソレデ之ニ就テ必
要ナル規程ハ、既ニ案ハ出來テ居ルノデアリマスガ、此
法律ガ出來タ後ニ、更ニ十分ニ審議致シマシテ、之
ヲ發表スル順序ニ相成ル次第デアリマス
○正木照藏君 何レソレハ技術上ニ瓦ルモノデ、私
共素人ガ見マシテモ、實際ハ分リ惡イデアリマセウ
ガ、一面ニ於テハ之ガ爲メニ、相當ニ金ガ掛カル、ソ
レデ繼續事業トシテ豫算ニ出テ居ルト云フコトデア
リマスカラ、吃水指定ニ關スル規程ノ草案デモ宜シ
ウゴザイマスガ、御廻シヲ願イタイ、ソレガ一番根本
デアリマス、ソレヲ拜見致シマセヌト、一寸ドウ云フ
ウ考ヘマス
○遞信大臣(野田卯太郎君) 草案トシテ御廻シスル
コトニ致シマセウ
○正木照藏君 山本技師ガ御取調ニナッタト云フコ
トデアリマスカラ、ソレヲ一應承リタイト思ヒマス
ガ
○委員長(坪田十郎君) 正木君カラ御話ノ遞信技師
ガ外國ニ行ッテ御調べノ事情ヲ承ル必要ガアラウト
思ヒマスガ、宜シウゴザイマセウナ

○栗林五朔君 山本技師ニ御説明ヲ願ヒマス、序ニ
英國ノ「ロイド」ノ規程ト、本法ニ依ッテ規定セラレル
吃水線ノ指定セラレル程度トガ、如何ナル差ガアリ
マスルカ、同一ノモノデアルナラバ、何等差支ナイト
思ヒマスケレドモ、差支ガアリマスルカドウカ、ソレ
カラ又英國ノ「ロイド」許リデナク、米國ニ於テ規程
セラル、モノ、其他各國ノ規程ヲ参考ニ只今御廻シ
ニナッテ居リマスガ、一々拜見スル暇モアリマセヌカ
ラ、是等ノ規程ト、ドレ程ノ差異ガアルカ、其等モ山
本技師ノ御説明ニ加ヘテ承リタイト存ジマス
○委員長(坪田十郎君) ソレデハ山本技師ノ御取調
ノ事情ノ報告ヲ聽クコトニ致シマス

(速記中止)

○委員長(坪田十郎君) 速記ヲ致シマス
○砂田重政君 私モ二三點伺ヒマス、本會議ノ際及
本日ノ大臣ノ御説明ニ依リマスト、「フリーポート、
マート」ヲ定メテ船舶ノ過載ヲ避ケル様ニシタイト
云フヤウナ、目的ノヤウニ御話ガアリマス、此點ハ、
頗ル御尤デアリマスガ、私共ノ經驗上、其以外ニ尙ホ
滿載吃水線ヲ定メルト云フコトハ、船ノ所謂デッド
ウエトヲ定メマス上ニ於テ、非常ニ必要ガアル、現
在ニ於キマシテハ、此規程ノナイ爲メニ日本ノ船ノ
重量積載噸數ノ上デハ、殆ド船舶界ノ景況ノ好、不況
ノ際ニハ必ズ紛争ヲ起ス、其紛争ガ起ル都度、其規程
ノ必要ヲ感ジツ、アル爲メデアリマスカラ、現在日
本ニ於テ此法律中ニモ認メラレテ居リマスル船級
協會ニ於テ指定シタル滿載吃水線ト云フモノハ、日
本内地ニ於テハ、多少信任ガアリマスカラ、現在日
タ場合ニハ、殆ド是ハ認メラレテ居ラヌ、其認メラレ
カ、其邊ノ御確信ヲ持テ御造リニナッタモノデアリ
マセウカ、第一ニ其點ヲ伺ヒマス

○若宮政府委員 結論カラ先づ簡単ニ申上げマスト
云フト、御懸念ノ廉ハ、大丈夫承認ヲ受ケ得ラレルト
云フ見込デ編纂致シマシタノデゴザイマス、其理由
ヲ認ムルト云フコトニ致シテ居リマスガ、此第九條ニ
テ申上ゲマスルト云フト、仰セノ通り、此第九條ニ於
キマシテ、主務大臣ノ認定シタル船級協會ガ此法律
ニ依ル所ノ規程ニ基キ指定ヲ致シタ所ノモノハ、之
ヲ認ムルト云フコトニ致シテ居リマスガ、此第九條
ノ件ハ先づ無イ積リデゴザイマス、ソレカラ殘ツテ問
題ニナリマスノハ、附則ノ第十六條ノ方ノ箇條デゴ
シタモノヲ意味致シテ居ルノデゴザイマシテ、第九
條ニ依ッテ承認致シマスルニ就テハ、只今ノ御懸念
ノ越意ハ本法施行後ニ於テ、本法ニ依ッテ指定ヲ致
シタモノヲ意味致シテ居ルノデゴザイマシテ、第九
條ニ依ッテ承認致シマスルニ就テハ、只今ノ御懸念
ノ件ハ先づ無イ積リデゴザイマス、ソレカラ殘ツテ問
題ニナリマスノハ、附則ノ第十六條ノ方ノ箇條デゴ
シタモノヲ意味致シテ居ルノデゴザイマシテ、第九
條ニ基キ發布セラル、所ノ規程ニ適合セザルモノガ
フ趣意デアリマシテ、本法ガ施行セラレマス途端ニ、
運航ニ困ル所ノ船舶ガ出來ルノヲ、是デ防イデ居
ラシテ、此十六條ノ實際ノ運用ト致シマスト、若シ船
級協會ガ附シテ居ル所ノ滿載吃水線ガ、本法及本法
協會ノ吃水證書ヲ持ッテ居ルモノヲ認メヤウト云
フモノヲ、此法律ニ依ルト矢張御認メニナッテ居リマ
ス、サウスルト外國ニ於テ認メラレテ居ラヌ、又船級
協會ノ吃水證書ヲ此法律ニ依ッテ、御認メニナルト
云フコトニ致シマスレバ、是ハ此法律ヲ施行致シマスル
ト思ヒマス、新ニ此法律ニ於テ、總テノ船舶ニ對シ
再検定ナリ再指定ナリヲ致ス積リナノデス、十六條
ハ唯經過ニ關スル規程ノミデゴザイマスルカラ、自

○ 砂田重政君　更ニモウ一ツ御尋ネ致シタイ、屢々外國デ問題ノ起リマスノハ、日本ノ船ガ日本ノ「フリー・ポート、マーク」ヲ附ケテ、海難ノアリマシタ際ニ問題ガ起ル、其場合ニ「ロイド」ノ鑑定ガ常ニ斯ウ云フコトニナルノデアリマス、日本ノ船舶ガ例ヘバ日本ノ海事協會ノ検査ヲ受ケタノハ何年前デアル、併シ今日ニ於テハ此「フリー・ポート、マーク」ニ依ッテハ認メルコトガ出来ナイノヲ積込ンデアッタト云フヤウナコトデ、常ニ日本ノ船ニ不利益ヲ及ボシテ居ル、此法律ニ依リマシテモ、矢張「フリー・ポート、マーク」ハ一回ダケ御附ニナレバ、後ハ殆ド検査モ何モ無イヤウニ思ハレマスガ、其邊ハ一回ダケデ、後ハ定期検査ナドノ際ニハ「フリー・ポート、マーク」ニ就テハ一切關係ヲナサラヌ積リデアリマセウカ、或ハ時ミシタトキニハ再検査ヲ繰返シ致ス趣意デアリマス

○ 砂田重政君　二條ノ何處デスカ

○ 若宮政府委員　二條ハ概括的ノ書方デアリマシテ「滿載吃水線ノ指定ハ、主務大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ヲ滿載吃水線ノ標示ヲ要スル船舶トシテ初メテ航行ノ用ニ供スルトキ之ヲ受クベシ」此二條ニ「初」テ書キマシタノデスカラ、ソコデ初メテデナイ場合ニ検定ヲ受ケルト云フ場合ガ「初メテ」ダケト書イテ置キマスト漏レマスカラ、ソコデ只セノ通リニ、事實問題ト致シテ船ガ衰弱ヲ致シテ往合ハ、特ニ主務大臣ガ之ヲ別ニ定メル斯ウ云フ趣意ニナリマス、モット具體的ニ申上ゲマスト、只今仰セノ通リニ、事實問題ト致シテ船ガ衰弱ヲ致シテ往ヶバ、滿載吃水線ハ幾分ヅ、變更ヲ生ゼヌケレバナラヌ理窟デゴザイマス、ソコデ自然ノ衰弱ノ結果再検定ヲセヌケレバナラヌト認メルトキニハ、其都度

○ 砂田重政君 サウ致シマスト此規程ニ依ルト、初メノ第一回ノ検査ヲ受ケナイ場合ニハ、相當ノ罰ガアル譯デアリマスガ、此外ニハ何等ノ制裁モ無イ、別ニ其點ハ此法律ノ規定ノ中ニ一項ヲ加ヘル必要ハナインデアリマセウカ、其規定ガアリマセヌト、初メニ一回受ケテ置ケバ、其後ニ於テハ假令實際ノ満載吃水線ガ政府ノ認定サレタ點ヨリ變ツテ來タ場合ニ於テモ、此法律ニ依ルト再検査ヲ受ケナイデモ差支ナイヤウニ認メラレマスガ、其點ハ如何ナ御考デアリマセウカ

○ 若宮政府委員 其點ノ制裁ニ就キマシテハ、第十二條ニ包含致シテ居ル積リデ居リマス、即チ満載吃水線ヲ超ユル吃水ヲ以テ航行シ又ハ航行セムトシタルトキハ何ミノ罰金ニ處ス、斯ウ云フノデゴザイマシテ、凡ソ一ツノ船舶ハ若シ其船舶ガ本法ノ範圍内ニ立入りマシテ、滿載吃水線ヲ附サナケレバナラヌト云フコトニナリマスレバ、詰リ其有スル所ノ満載吃水線ヲ超エテハ航行スルコトガ出來ナイ、斯ウ云フ趣意デゴザイマス、ソレカラ御尋ノ點ニ立戾リマスト、先程申上ゲマシタル第二條ノ規定ニ基キマシテ、主務大臣ガソレハ検定ヲ受クベキ場合ヲ定メマズデゴザイマスカラ、其主務大臣ノ定ムル所ノ検定ヲ受クベキ場合ニ、検定ヲ受ケテ居ラナクバ、ソレハ實況ニ依ツテ異ツテ參リマスガ、或ハ満載吃水線無シニ航行シタト云フコトニモナリ、又或ハ満載吃水線ヲ超エテ航行シタト云フコトニモナリマスカラ、第十二條ニ立戾リマシテ、矢張制裁ヲ有スルコトニナル積リデ居リマス

○ 山本藤助君 本案ニ就テ御尋シヤウト思ヒマシタ
重要ナ事項ハ、前諸君カラ皆御尋ニナリマシテ、略ミ
満足ニ了解致シマシタガ、此本案ノ各條ニ「主務大
臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外」トアリマスガ、是ハ
動キヲ生ジ、隨テ満載吃水線ノ變更ヲ生ズルト云フ
トキニ於テモ、矢張再検定ヲ致スコトニナツテ居リマ
ス

定期検査ノ際ニ共ニソレヲ検査シテ貴ツテ證書ヲ受ケルト云フコトガ、主ナ場合ニナツテ居リマスガ、此法律ガ施行サレマスト、各地ヲ航行シテ居ル船ガ、最近ノ検査所ノ在ル場所ニ集ツテ、此検査ヲ受ケナケレバナラヌモノデアルカ、或ハ次ノ検査期日マデ、此法案ガ制定サレテモ次ノ検査ノ時マデ、此検査ヲ受ケナイデ宜イモノデアリマスカ、ソレモ併セテ御尋シマス、尙ホソレカラ從來「ロイド」トカ「ベリタス」トカノ吃水線證書ヲ受ケテ居ルモノハ、其證書ヲ添エテ管船局ニデモ届出スレバ、ソレデ宜シイ手續ニナリマスカ、ソレモ併セテ御尋シテ置キタイト思ヒマス

○若宮政府委員 第一ノ主務大臣ノ定ムル場合ト云フ事ニ就テノ御尋ニ對シテ御答ヲ申上グマス、各條デモアリマセヌガ、大分箇條ガ多イコトデゴザイマスカラ、若シ漏レマシタラ御注意ヲ願ヒマス、先づ第一ニ現レテ參リマスルノガ、第二條ニ「主務大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外」ト云フコトガゴサイマスガ、此第二條ノ特例ノ場合ハ、先程モ一寸申上グマンタ再指定ヲ受クルト云フ場合トカ、或ハ一番主トシテ、茲ニ特例トシテ見テ居リマスノハ、自然此検定ヲ致シマスル所ノ場所ハ、検査執行地ニ於テ執行致ス積リデゴザイマスカラシテ、此検査執行地以外ニ於テ製造セラレ、又ハ検査執行地以外ニ於テ、新ニ日本船舶トシテ取得セラレル船舶ガ屢々出テ參リマスルカラ、之ヲ適當ナル検査執行地マデ廻航スルト云フヤウナ場合ニ於テハ、本法ヲ適用スルコトガ無理ニナルノデ、是等ノ場合ニ對應致シマス爲メニ、茲ニ特ニ主務大臣ノ定ムル場合ト云フノヲ除外致シテ居ルノデゴザイマス、次ニハ第三條デゴザイマス、此第三條ハ管轄ヲ定メテ居ル規定デアリマシテ、原則トニ植民地ニ於テ、或ハ外國ニ於テ此検定ヲ致サナケ致シマシテハ其船ガ居リマスル所ノ土地ヲ管轄シテ居ル管海官廳ニ於テ之ヲ掌ルト云フコトニナツテ居リマスガ、併ナガラ必要ナル場合ニ於キマシテハ、或ハ植民地ニ於テ、或ハ外國ニ於テ此検定ヲ致サナケレバナラヌト云フコトモ、起キテ參ラウカト云フコ

トモ考ヘナケレ、バナリマセヌデ、是等ノ場合ニ便法ヲ開キマス爲メニ、特ニ定ムル場合ト云フノヲ除外シテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ次ハ第五條デゴザイマスガ、第五條ハ滿載吃水線ヲ定メマシタ所ノ船舶ハ、勿論之ヲ超エテ荷積ヲスルコトガ出來ナイト云フコトモ定メテ居ルノデアリマスケレドモ、行致シマスルトキニ之ヲ制限スル趣意ニナッテ居リマスノニ、外海ニ出ル船ガ河ノ中デアリマストカ、又ハ内海ヲ繼續的ニ航行シテ居ル場合ガ想像サレルノデアリマシテ、其時ニ――甚ダ細カイ事ヲ申上ゲルヤウデスガ、港ヲ發港致シマシテ、淡水ナリ又ハ鹹水デアリマシテモ内海ヲ航行致シテ居ルト云フコトニ其危クナイ部分ヲ航行スルノニ必要ナル所ノ石炭ナリ水ナリト云フモノハ、外海ニ於ケル吃水ヨリモ餘計積ンデ居リマシテ、實際危害ガ無イト云フコトガ起キテ參リマス、誠ニ細カイ事デ説明ヲ申上ゲルノニ諄クナリマスガ、例ヘバ或ル港ヲ發港致シマシテ、内海ヲ百哩歩イテ、ソレカラ百哩行クト外海ニ出ルト云フ場合ニ於キマシテ、其百哩間ニ費ス所ノ石炭ナリ水ナリト云フモノハ、外海ノ吃水ヨリモ餘計ニ積ンデ居ツテモ、實際害ガ無イノデゴザイマス、斯ウ云フモノハ吃水線以上ニ積ムコトヲ許シタイトスウ云フコトデ、此特別ノ場合ヲ置イテゴザイマス、其次ハ十二條ニ特別ノ場合ガアリマスガ、是ハ第二條ニ就テ御説明ヲ申上ゲマシタ通りニ、或ハ検査施行地外ニ於テ新ニ日本船舶トシテ取得セラレタト云フヤウナ際ニ、此船舶ヲ検査施行地ニ廻航ヲシテ、検査ヲ受ケル場合トカ、或ハ又日本ノ港ニ這入ル豫定ヲ有シテ居ナイ外國船ガアリマシテ、ソレガ炭水ノ缺乏、何カノ海難トカ云フヤウナ爲メニ日本ノ港ニ駆込ムト云フヤウナコトガゴザイマス、斯ウ云フヤウナトキニハ、之ヲ別段検査致ス必要ヲ認メマセヌノデ、是等ハ罰則カラモ除外シテ置キタイ、斯ウ云フ趣意デゴザイマス、大體例外ニ關スル規定ハソレダケデ

ゴザイマス、ソレカラ次ニ御尋ノ如何ナル場合ニ検定ヲ行フカト斯ウ御尋デアッタカト思ヒマスガ、ソレ

受ケテ居リマセヌ、サウ云フ船ニハ矢張此規程ヲ適用サレルノデアリマスカ

ハ、拘ニ船主ニ取ツテモ迷惑ナコトデモアリ、之ヲ行ヒマスコト
ル上カラモ實際不可能デゴザイマス、出來ナイノデ
ゴザイマス、ソレデ定期検査ニ當リマシタトキ、定期
検査ト併セテ検定ヲ行ヒタイトス様ニ考ヘテ居リ
マス、左様致シマスト船舶所有者ノ方テモ、同時ニ定
期検査ヲ受ケルノデアリマスカラ、多クノ手間ヲ取
リマセヌデ、便宜デアラウトス様ニ考ヘテ居リマス、
ソレカラ検査ヲ致シマス場所デゴザイマスガ、此場
所ハ只今考ヘテ居リマスノハ、船舶検査ヲ執行致ス
所ノ場所デハ、之ヲ行ヒタイト思ツテ居リマス、即チ
内地デ確カ百十三箇所程ノ執行地ガアリマシテ、主
ナル場所ニハ皆ゴザイマスシ、尙ホソレデ足リマセ
ヌ場合ハ、臨時執行地モ設ケマスシ、又船主ノ希望
ニ依ツテハ検査官吏ガ特ニ出張シテ検査ヲスル積リ
ニ致シテ居リマス、一寸山本サンニ御尋ヲ致シマス
ガ、第三ノ御質問ハ何デゴザイマシタカ、外國ノ船
級協會ノ證書ヲ受ケテ居ル所ノモノガ、本法施行ノ
際ニドウ云フ手續ヲスレバ好イカト云フ御尋デアリ
マシタノデスカ

○山本藤助君 サウデス

○若宮政府委員 ソレハ第十六條ノ規定ニ依リマシ
就テ、御説明ヲ得マシタガ、サウスルト定期検査ヲ假
ニ今月行ヘバ、此法令ガ來月發布サレマシタナラバ、
次ノ年ノ今月マデハ此規程ヲ適用セズシテ證書ヲ
受ケナクテモ好イト云フコトニナルノデアリマスカ
○若宮政府委員 其通リニ考ヘテ居リマス

○砂田重政君 一寸モウ一つ伺ツテ置キマス、是ハ船
舶検査法ノ適用ヲ受ケナイ第一條記載以外ノ船デス
カソレニモ適用サレルノデスカ

○若宮政府委員 一寸

○若宮政府委員 檢査法ノ適用ヲ受ケマセヌ船ニ
ハ、全然適用セヌ積リデアリマス
○正木照藏君 是ハ此施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ムトアリマスガ、何時カラ御遣リニナル御考デアル
カト云フコトヲ伺ヒタイ、モウ一ツハ豫算トノ關係
ガドウナツテ居リマスカ、一寸今記憶致シマセヌガ、
何デモ六箇年度ノ繼續事業トナツテ居ルヤウニ思ッテ
居リマス、ソレハドウ云フコトニナツテ居リマスカ、
ドウ云フ爲メニ金ガ要ルノデアリマス、年々幾ラ宛
金ガ要ツテ、ドウ云フコトニナツテ居ルカ承リタイ
○若宮政府委員 第一ノ御尋ハ取急ギマスカラシ
テ、精々早ク來年度内ニ於テ施行致シタイ、準備ノ
成リ次第早ク施行シタイ考デ居リマス、ソレカラ第二
ノ御尋デハ別ニ豫算書ノ方ニ掲ゲテゴザイマス
ガ、大正十年度ニ於キマシテ六萬八百餘圓ノ豫算ヲ
要求シテ居リマス、是ハ繼續費ニナツテ居リマセヌノ
デゴザイマス、年々要求シテ頂戴致シタイト思ッテ居
リマス、而シテ本法施行ノ順序ニ就キマシテ豫定シ
テ居リマス所ハ、先づ以テ遠洋航路ノ船舶、並ニ總
噸數五百噸以上ノ近海航路ノ船舶カラ實施致シマシ
ノ船ニ及ボシタイ、左様ニ豫定致シテ居リマス
○正木照藏君 サウ致シマスト、年々凡ソ六萬圓宛
先づ三箇年人用デアル、ソレカラ先ハ餘リ金ガ要ラ
ヌ、斯様ナ形ニナリマスカ、又六萬八百圓ト申ス數字
ハ何處カラ出テ來タノデス
○若宮政府委員 逆デゴザイマスガ、六萬八百圓ノ
計算ノ基礎ハ何レカラ出タカト云フ方カラ御答致シ
マスガ、ソレハ只今申上ダシタヤウニ、遠洋航海
船舶並ニ五百噸以上ノ近海航路ノ船舶ヲ、約三箇年
間ニ之ヲ仕上ダマスト云フコトヲ基礎ニ致シマシ
テ、ソレヲ爲スノニ就テ必要ナ人員並ニ其他ノ経費
ト云フモノヲ見積ッタノガ、六萬八百餘圓ノ金デゴザ
イマス、ソレカラ其三年間ヲヤリ、其後ノ経費ニ就テ

ハ只今マダ見積ッテ居リマセヌガ、是ヨリモ少イ金額
デ爲シ得ル積リデ居リマス

○橋本喜造君 吃水線ノ第一回ノ検査ヲ受ケルモノ
ハ、向フニ三箇年間ニ於テ殆ドヤリ上ゲタイト云フ管
船局長ノ御話デアツタヤウニ思ヒマス、然ルニ近來日
本ノ船舶ノ航海ガ餘程發達致シマシテ、外國ニ行ッタ
切リ三年四年五年ト歸ッテ來ナイ船ガ往ミアルノデ
アリマス、外國ニ行ッテ居ル船ハ、日本ノ検査ヲ受ケ
ナクテモ宜イ規定ニナツテ居リマスガ、サウスルト滿
載吃水線ニテモ、日本ニ歸ッテ來ル迄ハ受ケナイデ
宜イモノト本員ハ了解致シマスガ、ソレニ違ヒアリ
マセヌカ

○若宮政府委員 私共御了解ノ通リト考ヘテ居リマ
ス

○委員長（坪田十郎君） 御問ハドウデゴザイマセ
ウ、モウ略々終了シタモノト思ヒマスガ、如何デゴザ
イマス

○正木照藏君 マダ規程ヤ色々書類ヲ拜見シマセヌ
ト、サウ行キマセヌカラモウ少シ
○委員長（坪田十郎君） ソレデヤ今日ハ是デ散會致
シマス

午前十一時五十七分散會